役職員の利益相反防止のための自己申告等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人里山里海未来財団(以下「本法人」という。)の倫理規程第6条 第3項に規定する役職員の「利益相反に該当する事項」についての自己申告に関し必要な事項を 定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この規程は、本法人の役員および職員に対して適用する。

(自己申告)

第3条 役職員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たに本法人以外の団体等の 役職を兼ね、又はその業務に従事すること(以下「兼職等」という。)となる場合に は、事前に専務理事に書面で申告するものとする。

- 2 前項に規定する場合のほか、本法人と役職員との利益が相反する可能性がある場合(本法人と業務上の関係にある他の団体等に役員が関係する(兼職等を除く。)ことによってかかる可能性か *生ずる場合を含むが、これに限られない。)に関しても前項と同様とする。
- 3 役職員は、原則として、別紙に掲げる行為を行ってはならず、やむを得ない理由によりかかる行為を行う場合には、事前に専務理事に書面で ず申告するものとする。
- 4 理事で ある専務理事が前各項及び次条の規定に基づく申告を行う場合には、これを代表理事に対して行うものとする。

(定期申告)

第4条 役職員は、毎年1月と6月に当該役員の兼職等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容について専務理事に書面で申告するものとする。

(申告後の対応)

- 第5条 前2条の規定に基づく申告を受けた専務理事は、事務局と連携して申告内容の確認を徹底した上、申告を行った者が理事である場合には専務理事(但し、申告を行った者が専務理事である場合にあってはそれ以外の理事)と、監事である場合には他の監事とそれぞれ協議の上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、本法人との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置(以下「適正化等措置」という。)を求めるものとする。
- 2 前項にかかわらず、第3条第4項に規定する場合、申告を受けた代表理事又は専務理事は、事務局と連携して申告内容の確認を徹底した上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った専務理事に対して適正化等措置を求めるものとする。
- 3 前2項における適正化等措置とは、本法人と役職員との利益が相反する可能性がある団体の 資金分配団体としての採択に関する議案の審議及び決議には参加しない等により利益相反を排 除することをいう。

(申告内容及び申告書面の管理)

第6条 第3条又は第4条の規定に基づいて申告された内容及び提出された書面は、事務局 にて管理するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、監事の同意及ひ "理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和6年12月1日から施行する。 改正 令和6年12月20日